

# 飲食店等に対する 営業時間短縮要請の延長について

令和3年1月12日（火） から 令和3年2月7日（日） まで

**京都市全域**において、接待を伴う飲食店・酒類の提供を行う飲食店等に対する  
営業時間短縮の要請を延長しています（特措法第24条第9項に基づく要請）。

※緊急事態宣言の発出等に伴い、期間内であっても要請内容を変更することがあります。

## ■ 実施内容

<要請内容> 午前5時から午後9時の間の営業を要請

<対象施設> 下記に該当する施設

### 接待を伴う飲食店

- キャバレー
- ダンスホール
- スナック
- ラウンジ
- ホストクラブ
- キャバクラ
- お茶屋（お座敷）
- 上記以外の接待を伴う飲食店

### 酒類の提供を行う飲食店等

- バー ● パブ ● サロン
- ナイトクラブ ● ディスコ
- 酒類の提供を行うカラオケ店
- 居酒屋 ● ビアホール
- 焼き鳥屋 ● 焼肉屋
- 酒類の提供を行うレストラン、  
カフェ、ラーメン屋など

時短営業要請協力店舗への協力金の支給については裏面に記載

# 時短営業要請協力店舗への協力金の支給（府市協調）

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、京都府では、京都市内において接待を伴う飲食店や酒類の提供を行う飲食店等に対して、営業時間短縮（以下「時短営業」という。）を要請しています。この要請にご協力いただいた中小企業・団体及び個人事業主の皆様に対して、協力金をお支払いします。

令和3年1月12日（火） から 令和3年2月7日（日） 実施分（第2期）

**第2期協力金の支給申請の受付は、要請期間終了後（2月8日 月曜日）以降に開始予定**

※第1期と第2期の両方にご協力いただいた場合、それぞれで申請が必要になります。

## ■ 協力金の支給対象

次の**全ての要件**を満たす中小企業・団体及び個人事業主

- ①酒類を提供する飲食店等（裏面参照）を運営していること
- ②飲食店営業や風俗営業など、営業に必要な許認可等を取得していること
- ③新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン推進宣言事業所ステッカーを掲示又は業種別ガイドライン等に基づき感染防止の取組をしていること
- ④1月8日（金）以前から、午後9時から午前5時までの時間帯に営業していること※1
- ⑤1月12日（火）午前0時から2月7日（日）午後12時までの間、定休日等の店休日を除く全ての営業日において、**連続して時短営業に取り組んでいること**※2

※1. 通常の営業時間が午前5時から午後9時までの間である場合は対象になりません。

※2. 準備の都合等、特別な事情があり1月12日（火）から時短要請に応じることが困難な場合であっても、

**遅くとも1月14日（木）午前0時から2月7日（日）午後12時まで時短要請に応じていただくことが必要です。**

## ■ 支給額

1施設（店舗）につき『**時短営業した日数**※3』×4万円

※3. 定休日等の店休日は、協力金の対象となる日数には含みません。

## ■ 協力金の支給対象

受付開始後、速やかに申請いただけるよう、下記の書類をあらかじめお手元にご準備ください。



「京都府 コロナ 協力金」  
で検索

- 申請書 誓約書 口座振込依頼書
- 振込を希望する口座の通帳の写し：口座番号や口座名義（カタカナ）が確認できるもの
- 本人確認書類（免許証等） 飲食店営業や風俗営業に係る営業許可証の写し
- 写真（屋号が分かる外観写真、内観写真）
- 営業していることが分かる資料（確定申告書※及び直近の月締め帳簿）
- 通常午後9時以降も営業していたことが分かる資料（看板、ホームページ等）
- 時短営業に取り組んだことが分かる資料（貼り紙、ホームページ等）
- 酒類を提供していることが分かる資料（メニュー、酒類の納品書等）

※ 設立後決算期や申告時期を迎えていない場合は、個人事業の開業・廃業等届出書（写し）又は法人設立届出書（写し）

令和2年12月21日（月） から 令和3年1月11日（月・祝） 実施分（第1期）

**第1期協力金の支給申請の受付は、令和3年1月12日（火） から 令和3年2月1日（月） までです。**

詳細は、京都府ホームページをご確認ください。

【問い合わせ先】

●京都府新型コロナウイルスガイドライン等コールセンター

TEL：075-414-5907（平日9:00～17:00）

●協力金コールセンター（新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事務局）TEL：075-365-7780（月～土 9:30～17:30 日・祝は除く）

※1月10日(日)、11日(月・祝)は開設